

令和3年度 男女共同参画推進事業（重点項目）

「男女共同参画プラン・ふくつ」に基づく参画促進施策について、令和3年度は次の3つを重点項目に掲げ、事業を進めます。

① 「男女がともに歩むまちづくり」に向けた啓発の推進

男女共同参画社会の実現には、社会のあらゆる分野で、「男だから」「女だから」という性別で特性を決めつけることなく、一人ひとりの個性を互いに理解し尊重する意識を醸成していくことが重要となります。そのためには、家庭、地域、学校、職場などの多様な機会を通して、「男女がともに歩むまちづくり」の啓発を進めなければなりません。そのため、広報紙やホームページ等を通じた周知活動のほか、主催事業や出前講座などの機会を通じて、「男女がともに歩むまちづくり基本条例」、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」のPR活動などに取り組みます。

また、「男女平等教育委員会」、「男女共同参画指導員会」等の各種委員を設置し、これらの委員を通じた学校・保育所・幼稚園などへの周知・啓発活動にも力を入れていきます。

男女がともに歩むまちづくり基本条例に基づく啓発冊子等の活用

＜男女共同参画推進室＞

主催事業や出前講座などの機会を通じて、冊子を啓発資料として活用します。その際、男女共同参画に関わる新たな課題等があれば、随時追加して伝えていきます。

男女共同参画宣言都市関連事業の充実

＜男女共同参画推進室＞

9月の男女共同参画推進月間に講演会等を開催します。また、他部署と連携のもと、「男女がともに歩む一行詩」の表彰や、「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨などを実施し、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」を市民に周知します。

広報やホームページによる啓発の充実

＜男女共同参画推進室＞

男女共同参画に関する事業や情報を広報紙やホームページ等に掲載し、誰もが理解しやすく、関心を持ってもらえるよう工夫します。

地域への意識啓発の充実

＜男女共同参画推進室・まちづくり推進室・郷育推進課＞

男女がともに歩むまちづくりをテーマに親しみやすい講座等を開設し、地域や市民グループ・団体に受講を呼びかけます。また、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に講座の開催を働きかけます。

② 地域における男女共同参画の推進

地域社会を活力があり、持続可能なものとするためには、性別に関わらず多様な生き方や個性が尊重され、互いに支えあう視点で課題をとらえ解決を図っていく必要があります。また、意思決定の過程と活動の現場に男女がともに参画し、責任を担うことも必要です。そのため、地域活動が、男女共同参画の視点をもって進められるように働きかけていきます。

地域活動を担う団体への啓発推進

＜男女共同参画推進室＞

自治会や子ども会育成会、PTAなどの団体へ、男女共同参画講座など市が実施する事業についての情報提供を行い、啓発の推進を行います。

「男女共同参画地域推進員」との共働

＜男女共同参画推進室、まちづくり推進室＞

郷づくり地域推進協議会の全ての地域（8地域）に設置された「男女共同参画地域推進員」を通じて啓発活動を行うことにより、男女共同参画の視点に配慮した組織づくりや地域づくりを促進します。

③ 暴力や虐待を許さない環境づくりの推進

新型コロナウイルスの影響により、ドメスティック・バイオレンス等の被害の増加や深刻化が懸念されています。市ではあらゆる暴力を重大な人権侵害として認識し、暴力を許さない社会をつくるための意識啓発を進めます。

また、関係課で構成される「DV等連絡会議」を設置し、関係機関との連携のもと、被害者の保護や自立支援に迅速に対応するとともに、誰もが安心して相談できるよう相談体制の充実を図ります。

DV防止に向けた啓発促進

＜男女共同参画推進室・人権政策課・教育総務課＞

若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、学校における交際相手からの暴力（デートDV）に関する出前講座の実施など、あらゆる機会を通じて啓発活動を推進します。

被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供

＜男女共同参画推進室・市民課・福祉課・高齢者サービス課・こども課＞

DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるよう関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。

被害者の保護・自立支援に向けた体制の充実

＜男女共同参画推進室＞

関係課で構成する「DV支援措置等関係課長連絡会議」を設置し、定期的な情報交換、DV等支援措置制度の説明等を行います。